

告 示

埼玉県告示第四百十八号

平成三十一年埼玉県告示第百六十六号(平成三十一年度随時実施技能検定の実施)の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

第五号イ中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改める。